

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 及び
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
合同会議 議事要旨

1. 日時 令和6年10月29日（火）13:00～15:00

※対面・WEBシステムによるハイブリッド会議方式

2. 出席者

【総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 委員・オブザーバー】

田辺委員長、井上委員、中村委員、望月委員、矢座オブザーバー、清オブザーバー、
岡田オブザーバー、田熊オブザーバー（代理出席）、布井オブザーバー

【社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
委員・オブザーバー】

田辺委員長（兼）、秋元委員、伊香賀委員、清家委員、澤地委員、鈴木（康）オブザーバー、
高井オブザーバー、上木オブザーバー、富樫オブザーバー、川島オブザーバー

3. 議題

- ・住宅トップランナー基準の見直しについて（太陽光発電の設備設置目標）

4. 議事要旨

1つの議題についての審議が以下のとおり行われた。

議題 住宅トップランナー基準の見直しについて（太陽光発電設備の設置目標）

事務局より資料3について説明し、原案のとおり承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

（1）目標設定に関するご意見

- ・数値目標を定めて住宅への設置を求めていく以上、非住宅建築物を含む他分野においても取組みが進んでいることを示さなければ、事業者をはじめとする国民の皆様が納得しないことから、より幅広い視点から住宅における取組みを説明すること。

- ・国の政策の一端であることを踏まえて、事業者や住宅所有者にとって負担の大きい太陽光発電の設置に対する継続的な補助の在り方を併せて検討すべき。
- ・住宅トプランナー事業者以外の事業者における太陽光発電設備の設置率次第では、2030年の各セグメントの目標や全体像が変わる可能性があるため、規制措置ではなく市場を変えるようなナッジ的な取組み、環境整備に期待したい。
- ・今回は新築（フロー）に対する取組みであるが、今後はストック全体を含めて考える必要があることを見据え、目標年度までの太陽光発電設備設置を見送る住宅についても、将来的に導入することを視野に入れた配線経路の確保や最適な屋根形状、配置に関する検討など、設計における推奨事項を併せて検討すべき。
- ・2027年度の次の目標については、足下の達成状況の数字だけを見るのではなく、3年間の供給戸数や職人確保を含む市場動向を踏まえた課題なども考慮して実績を評価し、設定すべき。
- ・2030年あるいはそれ以降を見据えると、足下の設置率だけを見て建売住宅と注文住宅との目標数値に差を付ける必要はないのではないか。特に建売住宅は相当規模の事業者が供給する住宅であることを踏まえると、注文よりも目標数値が低くてもよいという考え方を今から改めていただき、もっと頑張るべきという誘導を併せて行うべき。
- ・「太陽光発電設備の設置が合理的でない住宅」の要件について、どのような敷地あるいは建物の配置条件なのか、その判断基準をガイドラインなどの形で明確に示すべき。また、単体の戸建住宅ではなく、あるエリア単位で評価することで、住宅間の調整により設置出来るような場合も想定され得るため、検討し情報を整理すべき。
- ・基準検討にあたっては、最終的な太陽光発電設備の廃棄処分を見据え、適切な処分の考え方を示すとともに、広く一般の方々にアピールし社会的なトレンドをつくれるような広報を検討すべき。
- ・テレワークなどで在宅時間が増えると自家消費量も増えること、太陽光発電設備により発電したエネルギーを熱や電気として貯めて使うことも可能であることにも触れると、太陽光発電設備の導入メリットをより感じていただくことができるため、周知にあたっては考慮されたい。

（２）その他ご意見

- ・住宅におけるエネルギーの積極的な地産地消の実現や、マルチハザード発生対策などのレジリエンスの観点によるエネルギー需給の調整確保から、蓄電池に対する導入支援を検討する必要がある。
- ・資源エネルギー庁の定期報告制度におけるVPPなどを参考に、住宅についても地域における高度なエネルギーマネジメントのシステム構築を想定しておくべき。

- ・ペロブスカイトなど次世代太陽電池の開発・普及が期待される中、現行のシリコン型太陽光発電システムとどのように併用するか、あるいは代替されるかを併せて議論すべき。
- ・太陽光発電設備の廃棄処分について、適切な処分の考え方を示すとともに、広く一般の方々にアピールし社会的なトレンドをつくれるような広報を検討すべき。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1630